答弁第一 6号

内閣衆質一○四第二○号

昭和六十一年五月十三日

内 閣総 理大臣 中 曽 根 康 弘

衆 議 院 議 長 坂 田 道 太 殿

衆議院議員三浦久君提出天皇及び天皇制に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆 議院 議員三流 浦久君提出天皇及び天皇制に関する質問に対する答弁書

一について

面 的 天皇陛下が、 に努力をされ、 ひたすら世界の平和を祈念してこられ、 また、 戦争終結 の御英断を下されたことは、 先の大戦に際しても、 大多数の 国民が知るところで 回避するため全

天皇陛下は平和主義者であられる旨を答弁したものである。

二について

あ

り、こうしたことから、

づ す ζ`\ う る 大 日 て統治権を行使したといわれており、こうしたことから、「君臨すれども統治せず」 地 本 位 帝 に あ 玉 つ 憲 た 法 が、 は、 憲法 7 わ 上 ゆ る立 \mathcal{O} 確 立され 憲 君 主 一制を採 た慣例とし り、 て、 同 憲 天 皇 法 下に は、 お 玉 **(**) て 務 大臣 は、 等 天 皇は \mathcal{O} 輔 統 弼 治権 補 と答弁 を 佐 総 に 基 攬

L

たものである。

三につい て

長 **,** \ 歴 史と伝 統と文化を有する日 本 国において、 天皇 が 国民 的 な連帯 の中 心とし ての 役割を

果たしてきたことは、 大多数の 玉 民が認識するところであり、 こうしたことから、 その旨を答

弁したものである。

四につい 7

また、

天 皇

陛

下御

在

位六十年

記

念式

典を挙行

することとした

. の

は、

天皇陛

下の

御

在

位

にが六十

日 本 玉 憲法は、 天皇は日本国 の象徴であり日本国民統合の象徴であるとしている。

年 . О 長 きに わ た り、 加 える に、 天 皇陛 下 が 御 在 世 日 数 0 確 認 できる歴 代 天皇 0 中 で 最 高 御 長 寿

に な 5 れ、 こ の 歴 史に まれ な重なる御 慶 事 をお祝 いすることが、 大多数 \mathcal{O} 国 民 \mathcal{O} 自 然な 感情 で

あることによる。

御指摘の答弁は、 このようなことについての理解を求めたものである。

五について

1 御指: 摘 \mathcal{O} 御 発言は、 政治的な意味合いを持つものではないから、 憲法に違反するものでは

ない。

2 御指摘の御訪韓については、これを推進する方向で検討する旨公表したとおりであるが、

時期等の詳細は未定である。

右答弁する。